

【高齢者社会活動等参加ポイント事業】

高齢者の社会参加や健康維持活動等の促進を目的としたポイント制度に参加しませんか！

【事業内容】

高齢者の健康づくりや社会参加活動に対して、商品券に交換できるポイントを差し上げることにより、高齢者の方々の健康維持や介護予防、社会参加の促進を図る事業です。

【対象者】

本町に住所を有する **65歳以上の方**

【対象期間】(ポイント付与期間)

毎年 **1 / 1 ~ 12 / 31**



【参加方法】

- ・『**団体登録**』での参加…団体の登録申請により承認を受け、まとめて団員の参加登録をして「ポイントカード」を受け取り、活動に参加。(毎年、自動更新されます。)
- ・『**個人**』での参加…申請により「ポイントカード」を受け取り、活動に参加。(毎年、申請手続きが必要となります。)

【ポイントカードの取扱い】

- ・紛失、破損した場合は、カードの再発行はしますが、それまでのポイント付与はしません。
- ・カードを忘れた場合の活動へのポイント付与はしません。(但し例外として、がん検診など町外機関で受診した検診や防犯パトロールについては、後日付与します。)

【ポイントの交換】

- ・小平町奥様シール会商品券への交換は、年内一人につき **100ポイント (5,000円)** を上限とし、**10ポイント (500円)** から交換可能です。(交換期限は、翌年1月末まで、交換は一度限りです。)
 - ・交換できなかったポイントの翌年への繰越はできません。
 - ・交換する時点で、町税等に滞納がある場合は商品券への交換はしません。
- ※「参加申請・ポイントの交換窓口」…役場保健福祉課又は各支所です。

【ポイントの付与】

- ・ **1日最大 4ポイント かつ 2活動 まで**
- ・年間 **100ポイント** まで
- ・活動の種類により、**1ポイントから4ポイント** まで付与

《具体例》

1ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ活動…例会 ・スポーツ活動…ミニバレー、PG、ゲートボール、ソフトテニス、健康福祉センター・海洋センターでのウォーキング (各センターでのウォーキング実施期間は12月～3月) ・各種サークル活動 ・からだ元気アップ教室、げんきアップ体操教室、かんたん・らくらく介護予防教室 ・あじさい・虹の会・群来の会への参加者 (会員以外の方)
-------	---

※上記は1時間以上の活動が対象です。
2時間や3時間活動しても2ポイントや3ポイントにはなりません。

2ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診、予防接種、文化祭出展・鑑賞 ・1時間未満の社会貢献活動・ボランティア活動 あじさい・虹の会・群来の会への参加者 (会員の方)
-------	--

4ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診、文化祭舞台出場 ・1時間以上の社会貢献活動・ボランティア活動 あじさい・虹の会・群来の会への参加者 (会員の方)
-------	--

※各活動の実施・活動期間の詳細については、各関係団体にお問い合わせ下さい。

◎問い合わせ先 保健福祉課福祉係 (☎ 56-2111 内線 272 又は 273)